

# 農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4～11月	12月	1月	2月	3月	令和4年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	0	0	0	0	0	0
	1	0	1	0	0	2
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	2	0	0	0	0	2
	4	0	0	2	0	6
農用地利用集積計画の決定	8	11	12	5	7	43
	2	1	0	3	1	7
現況証明願	11	0	0	0	0	11
農地法第3条の3届出書	7	0	0	0	2	9
農地法第18条第6項合意解約通知書	4	0	1	2	2	9
農業者年金に関する申請	16	0	4	1	2	23
各月のその他の案件						
2月 ●農地所有適格法人の要件確認について						
3月 ●農地所有適格法人の要件確認について						
●「農地利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて						
●「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の決定について						
●「令和5年度砂川市農業委員会事業計画」の決定について						

## 野焼きについて

野焼きを行うことは法律で禁止されていますが、農業、林業を営むために必要な野焼きは例外で違法にはなりません。例えば、病虫害防除や土壌のために稲わらなどを焼くことは例外となります。野焼きを行う場合は、前日までに消防署と農政課にご連絡のうえ、風の向きや強さ、時間帯などを考慮しマナーを守って行うようにしてください。〈連絡先：消防署（54-2196）農政課（54-2121 内線2211）〉

知って得する！  
農業者年金

農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。

●税金が安くなります

農業者年金で支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象となるため、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

●保険料に国庫補助が出ます

要件を満たせば、月額保険料2万円のうち4千から1万円の国庫補助を最長20年間受けることができます。

詳細は、農業委員会事務局または、JA新すながわ営農課までお問い合わせください。




  
**全国農業**  
**新聞**  
 週刊 月4回金曜日発行  
 月700円、年8,400円  
 (消費税込)

申し込みは農業委員会事務局までご連絡ください。